

城北中学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日改訂

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) いじめの定義・学校及び学校の教職員の責務

「いじめ」とは、児童などに対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

以上をいじめの定義と捉え、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる可能性のあるものとして、日頃から、ささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

- ・いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。
- ・いじめは、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる行為である。

以上の2点を基本的な考えとし、何より学校は生徒が周囲の友人や教職員との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒が一人一人大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けられる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

いじめ防止対策として、「いじめではない」と判断しがちな「何気ない一言や、何気なく行われた」ことについても、その後の生徒の様子をよく観察し、精神的な面にまで目を向けるように留意する。

また、「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒や保護者からの訴えを、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー、学校相談員、登校支援員、スクールソーシャルワーカー等を加える。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・ 生活アンケートや心のアンケート、Hyper-QU 診断、教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいは、いじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実

の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。

- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。
- ・ 被害生徒の保護者との連絡を密に取り、学校側の対応方針や加害生徒への対応などの情報をなるべく早く報告する。

3 令和6年度の基本方針

(1) 昨年度の実態から明らかになった課題

- ① SNS上でのやりとりで、相手が嫌がる言葉を発してしまい、その後の人間関係に不安を抱く事案があった。
- ② 相手のためにと考えて伝えた「悪口言われているよ」というような会話が逆に相手の不安や心配を煽ることになり、お互いに嫌な思いをする事案があった。また、仲の良さから軽い気持ちで相手の嫌がることを押しついたり、悪ふざけをしてしまったりする事案があった。

(2) いじめの防止等に関する具体的な取組

- ① SNSを利用している生徒が年々増加している。生徒にとって日常的なものとなっていることを理解し、教育活動全体を通じて情報モラルに対する意識が高まるように継続的に指導をしていく。

【具体的な取組】

- ・ 道徳、特活や全校集会などで生徒の実態に応じてSNS関連の話をする中で情報モラルに関する意識を高めていけるようにする。
- ・ 「情報モラル教室」を通して、実際の事例をもとに専門家の話を聞くことで未然防止に努める。
- ・ 入学説明会等で保護者に向けてSNSに関する生徒の実態を話すことで、家庭でのルール作りや端末を使用することのリスクについても理解をしていただき、家庭でSNSの使用についての意識が高められるようにする。

- ② 些細なやりとりからいじめに発展してしまうケースがある。不安な思いを打ち明けられるように、担任をはじめ、教職員安心して相談できる関係づくりが重要である。また、人はそれぞれ考えが違うことを生徒自身が理解し、集団生活を送る中でお互いに高め合える人間関係づくりができるよう支援していく。

【具体的な取組】

- ・ チーム学習を授業の中に適宜取り入れ、お互いの考えを共有する活動を設けることで、自分とは違った価値観に触れられる機会を設ける。
- ・ 道徳の時間に、お互いの良さを見つけるなど、仲間を理解する内容を扱うことで自己肯定感が高められるようにする。
- ・ SOSの発信の仕方や受け止め方を実際に体験する活動を取り入れ、自分や仲間が困ったときや悩んだ時にどのように対応したらよいかを考える活動を設ける。

上記を踏まえ(3)の取組を進めていく。

(3) いじめに関する取組について

① いじめの未然防止

- ア 生徒同士のかかわりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 生徒の主体的な活動を認め、チーム学習を軸とした自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、エンカウンターやソーシャルスキルトレーニングなどの体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、生徒がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

② いじめの早期発見

- ア 休み時間や放課後などに生徒の様子に目を配り、生徒と一緒に過ごす機会を積極的にもち、生徒理解に努める。
- イ いじめアンケートや教育相談を定期的実施（年5回以上）し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- ウ 保護者用の生活アンケートを定期的実施（年2回）し、問題の早期発見や解決に努める。
- エ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- オ 「生活ノート」を通して、生徒とのコミュニケーションを図り、生活の現状把握に努める。
- カ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

③ いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ いじめの解消は、いじめが止んでいる状態が相当の期間（原則3カ月を目途）継続し、被害生徒が心身の苦痛を感じていないかで判断する。
- エ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- オ 加害生徒の保護者にも、いじめは犯罪であるということを丁寧に説明し、協力を得る。
- カ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- キ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ク ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や関係諸機関等とも連携して行う。

4 組織による情報の共有化

- (1) 教師一人で抱え込まず、学年主任及び学年生徒指導担当者等と情報を共有し、管理職に指導方針を相談・報告する。
- (2) 「役職・学年主任打ち合わせ」（週1回）、「学年生徒指導担当者会」（週1回）、全職員参加の「いじめ・長期欠席者情報交換会」（月1回）、役職やSC等で構成する「いじめ・長期欠席者対策委員会」（学期1回）を開き、学年・学校間の情報を早期に収集し、共通理解の基、事前に適切な指導ができるように努める。
- (3) 必要に応じて、役職やSC等で構成する「臨時いじめ対策委員会」を開く。

5 重大事態への対応

(1) いじめ重大事態とは

- ア いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - イ いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- (2) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (3) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家・学校評議員を加えるなどして対応する。
- (4) 調査結果については被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。(※市への報告もあります)

6 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル(PLAN→DO→CHECK→ACTION)で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施(2月)し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

7 いじめ相談電話・外部の相談機関の紹介

○ 電話による相談窓口						
相談窓口	対象者	電話番号	相談時間			
キッズ岡崎こころの電話相談	児童生徒	0564-83-5660	火曜日～金曜日 12時～19時 土曜日 12時～16時30分			
岡崎市子ども・若者総合相談センター(わかサポ)	岡崎市にお住まいの39歳までの人	0564-64-6665	平日 8時30分～17時15分 (祝日・年末年始を除く)			
チャイルドライン	18歳までの人	0120-99-7777	毎日 16時～21時			
24時間子どもSOSダイヤル	児童生徒とその保護者	0120-0-78310	毎日 24時間対応			
子どもの人権110番	—	0120-007-110	平日 8時30分～17時15分			
教育相談こころの電話	青少年とその保護者	052-261-9671	毎日 10時～22時 (年末年始除く)			
一般教育相談	児童生徒とその保護者及び関係教職員等	0561-38-2217	平日 9時～17時 (祝日・年末年始を除く)			
ヤングテレホン	20未満の人とその保護者	052-764-1611	平日 9時～17時 (祝日・年末年始を除く)			
こころの健康相談統一ダイヤル	だれでも	0570-064-556	毎日 9時～16時30分			
よりそいホットライン	だれでも	0120-279-338	毎日 24時間対応			
いのちの電話	だれでも	0120-783-556	毎日 16時～21時			
名古屋いのちの電話	だれでも	052-931-4343	毎月 10日 8時～翌日 8時			
あいち自殺防止センター	だれでも	052-870-9090	毎週金曜日 20時～23時			
○ Eメールによる相談窓口						
相談窓口	対象者	URL	QRコード			
いのちの電話みんなのインターネット相談	だれでも	https://www.inochinodenwa-net.jp/				
○ SNSによる相談窓口						
相談窓口	対象者	相談時間	LINE	Twitter	Facebook	チャット
生きづらびっと	だれでも	月・火・木・金・日曜日 17時～22時30分 水曜日 11時～16時30分			—	
チャイルドライン	18歳までの人	毎週木・金・第3土曜日 16時～21時	—	—	—	
こころのほっとチャット	だれでも	毎日 第1部 12時～16時 第2部 17時～21時 毎月1回 最終土～日曜日 21時～6時 7時～12時				
10代・20代の女性のためのLINE相談	10～20代の女性	月・水・木・金・土曜日 第1部 14時～18時 第2部 18時30分～22時30分		—	—	—

8 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめ防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告

重大事態の発生

- 教育委員会に重大事態の報告

- ・「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
 - ・「相当の期間、学校を欠席するようなことを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に着手）
- ※「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

教育委員会が調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校に重大事態の調査組織を設置

- ※「いじめ防止対策組織」が調査組織の母体となる。
- ※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

被害児童生徒・保護者に対する調査方針の説明

- ※説明内容
- ①調査の目的・目標 ②調査主体（組織の構成・人選） ③調査時期・期間
- ④調査事項・調査対象 ⑤調査方法（調査の様式、聞き取り方法、手順）
- ⑥調査結果の提供（被害者、加害者側に対する提供など）

事実関係を明確にするための調査を実施

- ※アンケート調査や聞き取り調査等を実施する。調査においては、公平性・中立性を確保する。
- ※調査対象者へ調査の目的や内容の伝達をする。
- ※アンケート調査因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

いじめを受けた生徒及びその保護者へ適切な情報提供

- ※調査により明らかになった事実関係について、関係者の個人情報に十分配慮しつつ情報を適切に提供する。
- ※得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ちその旨を調査対象の生徒や保護者に説明をする。

調査結果を教育委員会に報告

- ※希望があれば、いじめを受けた生徒または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

- ※調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。
- ※再発防止に向けた取組の検証を行う。

＜いじめ防止への取組の年間計画＞

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○相談室やSCの生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健教育(心と体の成長) ○新入生歓迎会	○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知 ○身体測定 ○心のアンケート ⇒希望性で教育面談	○PTA総会、学年保護者会での「学校いじめ基本方針」の説明 ○いじめ防止に関するHPの更新 ○公開授業
5月	D ○現職研修①「いじめの対応について」	○情報モラル指導(ネットモラル)	○「生活アンケート」① ⇒教育面談⇒対策 ○WEBQUの実施(1回目)	○健全育成協議会 ○部活懇談会 ○公開授業
6月	○情報共有・対応協議 ⇒いじめ事案の解消に向けての取組	○伊賀川クリーンデー(1年) ○職場体験(2年)	○心のアンケート ⇒希望性で教育面談	
7月	C ○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証 ○情報共有・対応協議 ⇒いじめ事案の解消に向けての取組		○「生活アンケート」② ⇒教育面談	○個別懇談会 ○生活・いじめに関する保護者アンケートの配付
8月	P ○中間評価→検証	○全校河川美化活動		
9月	D ○大運動会		○身体測定 ○心のアンケート ⇒希望性で教育面談	
10月	C ○現職研修②(ケーススタディ)	○学校保健委員会	○「生活アンケート」③ ⇒教育面談 ○WEBQUの実施(2回目) ⇒1回目評価との比較・検証⇒対策	
11月	A ○情報共有・対応協議 ⇒いじめ事案の解消に向けての取組	○文化祭 ○合唱コンクール	○心のアンケート ⇒希望性で教育面談	
12月	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証 ○情報共有・対応協議	○人権集会(生徒会) ○人権週間(道徳授業)	○「生活アンケート」④ ⇒教育面談	○個別懇談会 ○生活・いじめに関する保護者アンケートの配付
1月	○情報共有・対応協議 ⇒いじめ事案の解消に向けての取組	○保健教育(命の大切さ) ○立志の式(2年)	○身体測定 ○「生活アンケート」⑤ ⇒教育面談	○PTA主催のあいさつ運動
2月	○自己評価 ○情報共有・対応協議 ⇒いじめ事案の解消に向けての取組	○卒業を祝う会	○心のアンケート ⇒希望性で教育面談	○保護者への学校評価アンケート ○健全育成協議会 ○個別懇談会(3年)
3月	P ○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し		○「生活アンケート」⑥ ⇒教育面談(1, 2年)	○個別懇談会(1, 2年) ○学校関係者評価委員会での「自己評価」
通年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における講話 ○道徳教育, 体験活動の充実 ○分かる授業の充実 ○チーム学習 ○ハートフルデー	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○生活ノート	

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。